

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第83号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成23年7月7日 10時15分ごろ
発生場所	熊本県上天草市樋合島南東方沖 上天草市所在の天草中の橋橋梁灯（C1灯）から真方位264°1,320m付近 （概位 北緯32°32.2′ 東経130°24.6′）
事故等調査の経過	平成23年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第五大宝丸、10トン 293-31470熊本、有限会社中崎潜水工業 B クレーン台船 長門、約521トン なし、有限会社中崎潜水工業
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし たこつぼ延縄 ロープ切断並びにブイ、ロープ及びたこつぼ流失
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約1.5mの喫水で、船首約0.8m、船尾約1.2mの喫水である空船のB船を押してA船押船列を構成し、樋合島南東方沖に設置された養殖施設の間を約2.5ノットの速力で手動操舵により南東進中、平成23年7月7日10時15分ごろ、付近に敷設されたたこつぼ延縄のブイに接近し、同ブイにつながれているロープをプロペラシャフトに巻き込んだ。 船長は、衝撃がなかったことから異常に気付かず航行を続け、目的地である上天草市大矢野島北東岸の造船所に11時ごろ到着した。 A船は、造船所に無人で係留されていたところ、7月15日午後スタンチューブから機関室内に浸水しているのが発見され、その後、プロペラシャフトにたこつぼ延縄のロープを200mほど巻き込んでいるのが確認されたが、プロペラ、プロペラシャフト及びスタンチューブなどに損傷は生じていなかった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2 海象：波高 約0.2m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	本事故発生場所付近に敷設されたたこつぼ延縄の漁具は、直径約11mmで長さ約1,000mの幹縄に枝縄でくくった110～120個のたこつぼを等間隔に取り付けたものであり、延縄の両端には、直径約30cmの球形でオレンジ色のブイが設置されていた。 船長は、年に5回程度、本事故発生場所付近の海域を航行していたので、延縄のブイが設置されていることを知っており、ふだんからブイに注意して航行していた。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、樋合島南東方沖を南東進中、付近に敷設されたたこつぼ延縄のブイに接近したことから、A船が同ブイにつながれていたロープを巻き込み、漁具を損傷した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、樋合島南東方沖を南東進中、付近に敷設されたたこつぼ延縄のブイに接近したため、A船が同ブイにつながれていたロープを巻き込んだことにより発生した可能性があると考えられる。	